

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 2 8 日

不動産業関係団体の長 殿
建設業関係団体の長 殿
建設関連業団体の長 殿
資機材関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について

本日、『「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について』が閣議決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第21条第1項の規定に基づき、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止されることについて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添「【事務連絡】「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について」（令和5年4月28日）の通知があり、所管団体への周知依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれては、別添について了知いただくとともに、貴会会員に対しても、周知等の対応をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、国土交通省危機管理対策本部の設置に関する訓令（平成15年国土交通省訓令第38号）に基づき設置した、国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部についても、同訓令第4条の規定に基づき令和5年5月8日に廃止となります。

（別添）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡
「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について